

**北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務に関する
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて事業者から企画提案を受け、最も優れた提案及び能力を有する者を本業務の優先交渉権者として選定することを目的とする。

本業務を円滑に実施するために、業務遂行力、事業の実施体制、価格などを総合的に評価する公募型プロポーザル方式による業者選定を行う。

2 業務の概要

(1)業務名

北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務

(2)業務場所

北村山公立病院

(3)業務内容

北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務委託仕様書のとおり

(4)履行期間

契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

- ・当該契約は、北村山公立病院長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第4号）に基づく契約とする。
- ・当該契約は、令和6年度以降の当該契約に係る病院予算の削減又は削除があった場合は、契約を解除することがある。

3 見積上限額(税込)

総額 18,700,000円

(内消費税及び地方消費税 1,700,000円(税率10%)を含む)

4 参加者資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、下記に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1)単独の法人であること。

(2)令和5・6年度の北村山公立病院競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録が無い場合、遅くとも参加に係る必要書類の提出期限までに登録されていること。

(所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を北村山公立病院経営管理課業務係へ提出すること。)

(3)本要領交付開始日以降、北村山公立病院組合より指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 公告日から過去10年間（契約（業務）終了日が平成25年9月1日以降）に、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者、国立病院機構又は地方医療機能推進機構の開設する病院若しくは同法第31条に規定する公的医療機関のうち、建設後の許可病床数（当該許可が未了の場合は基本計画に記載された予定病床数）が200床以上の病院について、新築又は増改築に係る基本計画の策定支援業務を元請けとして受託し、履行を完了した実績を有していること。
- (10) 本業務の実施に当たり、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を自社の社員の中から選任すること。
- (11) 業務体制上に次の有資格者を配置すること。各資格について有資格者を1名以上充てることとするが、1名が複数の資格を有する場合は各資格についてそれぞれ1名と取り扱って差し支えないものとする。
- ・公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタント
 - ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

5 請負代金の支払い

各年度における請負代金の支払いは令和5年度末及び業務完了時の精算払いとする。支払上限額及び支払予定日は下表のとおり。

消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により、この契約を締結した後に消費税額に変動が生じた場合、請負代金にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。

対象年度	支払上限額	支払予定日	備考
令和5年度	7,793,500円（税込）	令和6年4月末日	
令和6年度	10,906,500円（税込）	令和6年11月末日	令和6年10月業務完了予定

6 契約の相手方の決定方法

プロポーザル選定委員会を開催し、提出された業務概要書、見積書及び企画提案書について、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる受託候補者と次点者を選定する。なお、評価点が同じであった場合は、最終の指標として価格を使用する。

選定後には、当院と受託候補者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きを行う。ただし、令和5年10月31日（火）までに交渉が整わない場合は、受託候補者との契約手続は不調とし、改めて次点者との契約手続を開始する。

7 プロポーザル実施手順

公示から受託候補者選定までの実施手順（概要）

内容	期間・期限等	場所・方法
実施要領等の公表	令和5年9月15日（金）	北村山公立病院ホームページ上に公開
実施要領等に関する質問受付	令和5年9月15日（金）から 令和5年9月22日（金）まで	電子メール(seibi@hosp-kitamura.yama.jp)により提出すること。
質問書に対する回答	令和5年9月26日（火）	※全事業者に電子メールにて順次回答及び北村山公立病院ホームページ上に一括掲載
参加表明書等の提出	令和5年9月29日（金）	北村山公立病院経営管理課業務係 ※持参または郵送
参加資格審査の結果通知	令和5年10月5日（木）	発送と同時に電子メール送信
企画提案書・見積書の提出	令和5年10月13日（金）	北村山公立病院経営管理課業務係 ※持参または郵送
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和5年10月17日（火）及び 令和5年10月18日（水）予定	詳細は参加資格審査の結果と併せて通知
受託候補者選定結果の通知	令和5年10月下旬予定 受託者の決定後、選定結果を各社に通知	発送と同時に電子メール送信
業務委託契約	令和5年10月下旬予定	

（注） 上記の期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

8 参加表明及び資格要件の確認

本業務に関するプロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出できない者又は参加資格要件に該当しないと認められたものは、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 参加表明に当たって提出する書類

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 会社概要書（様式第3号）
- ③ 会社パンフレット
- ④ 財務諸表（直近決算時の貸借対照表及び損益計算書）
- ⑤ 受託実績書（様式第4号）

4（10）に該当する業務について、履行実績を示す契約書の写し（両面印刷とし、金額や守秘義務により公表できない部分は黒塗り等でも可とする。）を添付すること。

- ⑥ 誓約書（様式第5号）
- ⑦ 秘密保持契約書（様式第6号）

提出部数は各1部とする。

(2) 提出期限及び提出方法

令和5年9月29日（金）まで

持参の場合、平日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に提出書類を同封すること。なお、書留郵便やレターパック等の配達証明が確認できるものとし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号

北村山公立病院 経営管理課業務係

(4) 参加表明後の辞退について

参加表明後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後、北村山公立病院組合との契約等において不利益な取扱いをするものではない。

9 参加事業者の失格要件

参加表明後、次のいずれかに該当する場合は即時失格の取り扱いとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。
- (6) 破産の予防を目的とした特別清算の手続きを裁判所に申請している場合。

(7) 北村山公立病院組合から指名停止処分を受け、指名停止中又は指名留保中である場合。

10 質問書の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第1号）により、電子メール(seibi@hosp-kitamurayama.jp)宛に提出すること。

(2) 提出期間

令和5年9月15日（金）から令和5年9月22日（金）まで

(3) 質問書に対する回答

提出された質問書の回答欄に記載し、より、令和5年9月26日（火）まで、電子メールにて全事業者宛てに順次回答及び北村山公立病院ホームページ上に一括掲載を行う。なお、質問書の回答をもって仕様書及び本要領等の追加又は修正とみなす。

11 参加資格審査

(1) 審査方法

審査は提出書類に基づき、参加資格要件について審査を行う。当該審査は非公開とする。

(2) 審査結果

審査結果は令和5年10月5日（木）までに参加表明を行った業者に対し、個別に通知する。通知書発送と同時に電子メールで送信する。

12 提案書作成方法

別紙2「提案書作成要領」のとおり

13 企画提案書・見積書等の提出

(1) 提出方法

次の書類を持参又は郵送により提出する。

- ① 企画提案書（様式第8号）
- ② 提案書 ※正本1部（表紙に押印）、副本10部（表紙に押印不要）
- ③ 見積書（様式第9号）
- ④ ②に係る積算内訳書（任意様式）
- ⑤ 業務実施体制・配置予定者調書（様式第10号）
- ⑥ 配置予定者調書【統括責任者用】（様式第10号-1）
- ⑦ 配置予定者調書【主任担当者用】（様式第10号-2）
- ⑧ 上記の電子データ（PDF形式）を格納したCD-R又はDVD-R

(2) 提出期限

令和5年10月13日（金）午後5時まで

郵送の場合は、「公募型プロポーザル企画提案書」と明記した封筒に提出書類を同封すること。なお、書留郵便やレターパック等の配達証明が確認できるものとし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号

北村山公立病院 経営管理課業務係

14 評価基準

「企画提案評価」及び「価格評価」により評価する。評価基準表は別紙1のとおり。

(1) 企画提案評価（プレゼンテーション及びヒアリングに対する評価）

評価項目	評価内容	
A 業務実績	【会社実績】	過去10年以内に同規模以上の病院に係る基本計画策定業務について十分な受託実績があるか。
	【統括責任者・主任担当者】	過去10年以内に同規模以上の病院に係る基本計画策定業務で統括責任者又は主任担当者として携わった実績があるか。
B 実施体制	人員配置体制	本業務を円滑に遂行できる適切な人員配置体制が構築されているか。
	統括責任者及び主任担当者	手持ち業務の内容及び件数から、業務量に見合った配置や専任制を有しているか。
C 企画提案 (提案課題1～5に対する評価)	提案課題1に対する評価	実現可能性の高いスケジュールが組み立てられ、遅滞の無いような進捗管理の工夫がされているか。
	提案課題2に対する評価	部門別計画や設計と条件の策定・作成に向けた病院職員等へのヒアリングや意見集約の方法等について工夫されているか。
	提案課題3に対する評価	部門別計画や設計と条件の策定・作成に向けた病院職員等へのヒアリングや意見集約の方法等について工夫されているか。
	提案課題4に対する評価	現時点で考え得る事業費の削減、新病院のライフサイクルコスト低減及び開院後の収支計画作成についての検討方法等について工夫されているか。
	提案課題5に対する評価	事業優位性及び仕様書に定める業務以外の自由提案について評価
	総合評価 (業務理解・取組姿勢)	企画提案の内容全般における、基本構想の内容や新病院整備に関する当院特有の状況等、本業務に対する理解度・取組姿勢を評価

C 企画提案（提案課題1～5に対する評価）の提案課題は(3)のとおり。

(2) 価格評価（見積価格に対する評価）

見積書（様式第9号）に記載の見積額を価格評価の対象とする。なお、見積上限額（税込）は総額18,700,000円であるため、見積額は17,000,000円を超えないこと。超える場合は、受託候補者としなない。

【価格評価点算出式】 $50点 \times (\text{全参加者の最低見積額} / \text{当該参加者の見積額})$

※小数点以下第3位を四捨五入とする。

(3) 提案課題項目

提案課題1	限られた期間の中で、本業務をどのように効率的かつ確実に進めていくか、業務遂行・進捗管理の体制とあわせておおまかな策定スケジュールの考え方・手法を提案してください。
提案課題2	当院が選定した建設候補地について検討や整理、整備スケジュール、事業手法等をどのように進めていくのかについて、考え方、手法等を提案してください。
提案課題3	部門別計画や設計と条件の策定にあたり、施設や設備が過大となりすぎず、院内スタッフや患者など病院利用者が満足しうる規模と機能を導き出すためのヒアリングや意見集約をどのように進めていくか、他病院での実績・経験を踏まえた調査・分析の手法や貴社の考えを提案してください。
提案課題4	事業費の積算及び収支計画の精度を高め、新病院のライフサイクルコストを低減するため、基本計画ではどのような調査・分析を行い検討すべきと考えるか、これまでの実績を踏まえて提案してください。
提案課題5	当業務実施における貴社の事業優位性についてアピールしてください。また、自由提案として独自の追加提案があれば提示してください。

15 プレゼンテーション審査及びヒアリング

(1) 審査方法

審査はプロポーザル選定委員会において、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。

(2) 優先交渉権者の選考

参加資格要件やプレゼンテーション及びヒアリングにより、評価基準表（別紙1）に基づき採点をした結果、合計点が最も高い者を第1交渉権者として選考し、次点を第2交渉権者として選考する。ただし、合計点が満点の6割に満たない者は、交渉権者となり得ない。なお、最高得点を得た者が複数存在する場合は、見積額が低い事業者を選定する。さらに見積額が同額の場合は、くじ引きとする。

また、参加申込手続を行った者（以下「申込者」という。）が1者のみの場合であっても審査を実施し、その者の合計点が満点の6割以上となった場合に限り、第1交渉権者として選定する。

(3) プレゼンテーション審査及びヒアリングの実施

① 実施予定日及び場所

- ・実施予定日 令和5年10月17日（火）及び令和5年10月18日（水）（予定）
- ・場所 北村山公立病院2階講義室

※オンラインによる実施等、対面形式とならない方法により実施する場合がある。

※詳細については、別途通知する。

② 審査手順

- ・審査の順番は、書類の提出順とする。
- ・説明時間は、30分程度とする（ヒアリングの時間は除く）。
- ・説明のための出席者は、3名以内（統括責任者及び主任担当者を含む）とする。

③ その他

- ・提案内容は、提案書に基づくものとするが、提案書概要版及びプロジェクターによる説明も認める。提案書に記述の無い図表の利用は認めない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは病院側で準備するが、パソコン、HDMIケーブル等は提案者側で準備すること。
- ・審査の経緯・内容に関する問合せは、一切受け付けない。
- ・プレゼンテーションの際、追加資料の提出は、一切認めない。
- ・審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの実施日や実施方法等については変更する場合がある。

16 選定結果の通知

選定結果の通知は、全提案事業者に対し行うものとする。

17 選定結果の公表

選定の手続きや選定の過程等の透明性を高めるため、候補者が決定したときは、選定結果をホームページ上に公表するものとする。

18 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと当院が判断したときは、中止する場合がある。この場合において、申込者は、応募に関わる全ての経費について当院に請求できない。

19 その他

- (1) 当プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。

- (3) 提出後の企画提案書等の修正および変更は一切認めない。
- (4) 必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、北村山公立病院組合情報公開条例（平成17年3月25日条例第1号）条例に基づき、公開する場合がある。

20 問い合わせ先

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号
北村山公立病院 経営管理課業務係 担当 小林
電話 0237-42-2111 内線 2100
電子メール seibi@hosp-kitamurayama.jp